

1. 内外政

▼大統領動向

- ・3日、ゼレンスキー大統領は、ノルマンディ首脳会合へ向けた調整会合を開催。
- ・3日、ゼレンスキー大統領は、フォン・デア・ライエン欧州委員会新委員長と電話会談。
- ・4日、ゼレンスキー大統領は、ウクライナの教会及び宗教組織の代表者と会談。
- ・4日、ゼレンスキー大統領は、ロヴェーン・スウェーデン首相と会談。
- ・5日、ゼレンスキー大統領は、マクロン仏大統領と電話会談。
- ・7日、ゼレンスキー大統領は、国家安全保障・国防会議(RNBO)を開催し、RNBOが作成したドネツク・ルハンスク州被占領地域の再統合へ向けた複数のシナリオの中から基礎とすべき一つのシナリオを採択。
- ・9日、ゼレンスキー大統領は、パリで開催されたノルマンディ首脳会合に出席。ウクライナ側からは、ボフダン大統領府長官、シェフィール首席補佐官、イェルマーク補佐官、バカーノフSBU長官、ホムチャーク参謀総長、プリスタイコ外相、アヴァコフ内相及びオルジェリ・エネルギー環境保護相が同席。
- ・11日、ゼレンスキー大統領は、ミシェル新欧州理事会議長と電話会談。
- ・12日、ゼレンスキー大統領は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と電話会談。
- ・12日、ゼレンスキー大統領は、アヴァコフ内相及びリャボシャプカ検事総長と緊急記者会見を行い、2016年のパーヴェル・シェレフト記者殺害事件容疑者の逮捕を発表。
- ・16日～17日、ゼレンスキー大統領は、アゼルバイジャンを公式訪問しアリエフ大統領及びアサドフ首相等と会談。
- ・18日、ゼレンスキー大統領は、キスリーツァ外務次官を国連代表部大使、イェルチェンコ国連代表部大使を駐米大使に任命。
- ・24日、ゼレンスキー大統領は、ボンダレンコ・ザカルパチア州行政府長官及びマルスキー・リヴィウ州行政府長官を解任。
- ・27日、ゼレンスキー大統領は、トゥルーバ国家捜査局長を解任し、ヴェネディクトヴァ最高会議司法政策委員長を同局長代行に任命。
- ・29日、ゼレンスキー大統領は、同日実施された大規模な被拘束者交換に関し、ウクライナ国民の帰還は大きな勝利である旨発言。
- ・31日、ゼレンスキー大統領は、プーチン露大統領と電話会

談。

- ・31日、ゼレンスキー大統領は、新年の祝辞を発出。

▼閣僚会議・最高会議等動向

- ・3日、最高会議は、国家捜査局の刷新に関する法案を採択(24日、ゼレンスキー大統領署名)。
 - ・3～4日、プリスタイコ外相は、ロンドンで開催されたNATO首脳会合のイベントに出席。
 - ・4日、閣僚会議は、ドロヴォヴィチ国家記憶院長を新たに任命。
 - ・5日、プリスタイコ外相は、ブラチスラバで開催されたOSCE閣僚級会合に出席。また、中谷外務政務官と会談し、GUAM+日本の協力について協議。
 - ・12日、ホンチャルク首相は、GUAM首相会合に出席。
 - ・13日、ダニロフ国家安全保障・国防会議は、倉井駐ウクライナ日本大使と会談。
 - ・16日、最高会議にゼレンスキー大統領提案による非中央集権化に関する憲法改正法案が登録された。
 - ・17日、土地法等に反対するデモが最高会議前で発生。一部が治安機関と衝突し、赤十字によると治安機関要員及び活動家計16名が負傷。警察は、26名を拘束。
 - ・18日、閣僚会議は、2020年3月以降ロシアに旅行するウクライナ国民に対し外国旅行用パスポート所持を義務づけることを決定。
 - ・18日、ラズムコフ最高会議議長及びプリスタイコ外相は、ツェレテリOSCE議員会議代表とそれぞれ会談。
 - ・19日、最高会議は、選挙法典を賛成多数で採択。
 - ・20日、プリスタイコ外相は、ベルリンを訪問し、マース独外相と会談。
- ### ▼ドンバス情勢
- ・6日、ベケシキナ民主イニシアティブ財団所長は、世論調査によれば、和平のためにはいかなる妥協にも同意するとするウクライナ国民は14%に過ぎない旨発言。
 - ・10日、ウクライナ側共同管理調整センター(JCCC)代表は、スタニツァ・ルハンスカの兵力等引き離し地区において戦闘員の滞在を確認。
 - ・11日、コルニエンコ国民奉仕者党副会派長は、ドンバスの特別地位に関する新たな法案を今後半年から1年間かけて作る、同法案は政治項目よりも治安項目の実施を先行させる旨述べ、特別地位に関する憲法改正は行わず、非中央集権化関連の憲法改正は特定の地域や市に対する特別地位を想定したものではない旨発言。
 - ・12日、最高会議は、年末に期限が切れる「ドネツク・ルハンスク両州一部地域における地方自治の特別規定に関する法律」(いわゆる「ドンバス特別地位法」)を1年間延長する法

案を採択(18日、ゼレンスキー大統領署名)。

- ・12日、ボグナー国連人権監視ミッション団長は、ドンバス紛争開始以降の民間人の被害は、死者が3,344人、負傷者が7千人超となった旨発表。2019年は、11月中旬までで死者26名、負傷者136名。
- ・13日、ミシェル欧州理事会議長は、EU首脳が対露制裁の6ヶ月間の延長に合意した旨発表。
- ・18日、ドネツク州マリウカの住民が、「ドネツク人民共和国」武装勢力の狙撃を受け、死亡。
- ・26日、OSCE/SMMは、2019年のドンバス紛争における民間人死傷者は、少なくとも18名死亡、127名負傷と発表(2018年は、それぞれ43名、179名)。また、停戦違反は約30万件の停戦違反を記録。

▼ノルマンディ・フォーマット及び三者コンタクト・グループ(TCG)動向

- ・3日、ポロシェンコ欧州連帯党党首、ティモシェンコ祖国党党首、ヴァカルチューク声党代表は、ノルマンディ首脳会合へ向け、ウクライナが越えてはならない「レッド・ライン」を示した共同声明を発表。
- ・5日、スイス外交官のグラウ氏が、三者コンタクト・グループOSCE特別代表に新たに任命された。
- ・6日、ペスコフ露大統領報道官は、ノルマンディ首脳会合において、プーチン大統領がゼレンスキー大統領、マクロン仏大統領、メルケル独首相とそれぞれ二者会談を行う旨発表。
- ・8日、キエフ市の独立広場では、ノルマンディ首脳会合へ向け、ゼレンスキー大統領による対露妥協を牽制する集会が開催。
- ・9日、パリにおいてノルマンディ首脳会合が開催。成果文書として「パリ首脳会合の共同で合意した結論」を発表。
- ・11日、レズニコフTCG政治作業部会ウクライナ側代表は、2020年3月に予定されるノルマンディ首脳会合までにミンスク諸合意のウクライナ側修正案を作成する旨発言。
- ・18日、ミンスクで三者コンタクト・グループ会合が開催。ウクライナ側の発表によると、今年7月に合意された停戦の延長を決定、被拘束者交換は目立った進展なし。
- ・19日、プーチン露大統領は、年末の恒例記者会見において、ミンスク諸合意に代替はなく、ドンバスの特別地位がウクライナ憲法に規定されなければならない旨発言。
- ・23日、ルトコフスカTCG人道作業部会ウクライナ側代表他は、TCGのテレビ会議において年末までの被拘束者の相互解放に合意した旨発表。
- ・29日、ウクライナ政府側から124名、「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の側から76名の大規模な被拘束者交換が実施された。

▼クリミア情勢(被拘束者問題、アゾフ海問題含む)

- ・4日、ウクライナは、トゥカエフ・カザフスタン大統領によるクリミア「併合」否定発言に対し懸念を表明。

- ・9日、国連総会は、クリミア等の軍事化に関する決議を採択。
- ・18日、国連総会は、クリミア人権状況決議を採択。
- ・23日、ウクライナ外務省は、プーチン露大統領による被占領下のクリミア訪問及び「クリミア橋」の鉄道部分の開通に対し抗議する声明を発表。
- ・31日、ゼレンスキー大統領は、プーチン露大統領との電話会談において、クリミア及び露領内のクリミア人を含む拘束中のウクライナ人及びウクライナで拘束中のロシア人の解放のためのリストを早急に承認することで合意。

▼その他

- ・4日、ウクライナ外務省は、駐ウクライナ・ポーランド大使を呼びつけ、ウクライナのハンガリー人マイノリティの自治等に関する同大使の発言に抗議。
- ・5～6日、ジュリアーニ米国大統領弁護士が、ウクライナを訪問。
- ・6日、ベニス委員会は、ウクライナの言語法に関する評価を発表。ウクライナ語の強化と少数言語の権利保護のバランスを欠く旨指摘。
- ・9日、ベニス委員会は、ウクライナの司法改革の一部(11月4日にゼレンスキー大統領が署名した司法組織の活動に関する法)を批判する報告書を発表。
- ・10日、国家捜査局は、2015年2月のミンスク包括措置の署名に関連してポロシェンコ前大統領の国家反逆容疑を登録。

2. 経済

経済

▼主な経済動向・金融政策等

- ・12月の対ドル中央銀行公式為替レートは、23.25～24.03UAH/USD。
- ・12月1日時点での外貨準備高は、前月比2.5%増の219億3,162万ドル。

▼マクロ経済指標(国家統計局発表)

- ・11月の消費者物価指数は前月から0.1%増、対前年比では5.1%増加。
- ・11月の名目賃金は10,679フリヴニャで、前月比0.4%減。
- ・11月の鉱工業生産指数は、前年同月比7.5%減。
- ・11月の農業生産指数は、前年同月比18.5%減。
- ・11月の建設業生産指数は、前年同月比18.1%増。
- ・2019年1～10月期の貿易赤字額は84億6,315万ドル。輸出額は約416億4,516万ドルとなり、前年同期比7.4%増。輸入額は501億830万ドルとなり、前年同期比7.1%増加。

▼経済・金融

- ・6日、最高会議は、マネーロンダリング禁止法案を第2読会

で採択。

- ・9日、ウクライナ国家税関庁が正式に発足。
- ・11日、ゼレンスキーは、2020年国家予算案に署名。
- ・12日、中央銀行は、翌13日から政策金利を年率15.5%から13.5%に引き下げること決定。
- ・20日、中央銀行は新たに5フリヴニャ硬貨を発行し、50フリヴニャ札を刷新した。
- ・ミロヴァノフ経済貿易農業発展相は、昨今のフリヴニャの対ドル為替相場により、2020～2022年のマクロ経済見直しを見直す予定だと言及。
- ・26日、ミロヴァノフ経済貿易農業発展相は、2019年第3四半期の労働人口(15～70歳)の失業率が、前年同期の8%から7.3%に下がったと言及。

▼国際通貨基金（IMF）

- ・7日、ゼレンスキー大統領とゲオルギエヴァ IMF 専務理事の電話会談の結果、IMF による対ウクライナ新規支援に係るスタッフレベル合意を達成。新規プログラムは3年間のEFFで、総額55億ドル。
- ・17日、マルカロヴァ財務相は、今般 IMF と合意に至った3年間の対ウクライナ融資を、同基金から受ける最後の支援とし、経済的に自立したい意向を表明。

▼エネルギー

- ・2日、ゼレンスキー大統領は、エネルギー安全保障の緊急措置に係る大統領令に署名。エネルギー供給源の多角化、国内における鉱物資源開発、備蓄強化等を内容とする。
- ・～日、トランプ大統領は国防授権法に署名。ノルドストリーム2建設参加企業に制裁を課すもの。
- ・19～20日、2020年1月1日以降のロシア産ガスのウクライナ経由の欧州向け輸送に係るウクライナ・ロシア・EUの三者会合がベルリン及びミンスクで開かれ、原則合意に至った。オルジェリ・エネルギー相は、ロシアがウクライナに対し、2009年のガス契約に関してストックホルム商業仲裁裁判所判決で命じられた約30億ドル(元金26億ドルに利息を含む)の支払いを行うことで一致したと言及。
- ・24日、エネルギー公共料金規制委員会は、GTSOU社に対し、ガス輸送機関としてのライセンスの付与を決定。GTSOU社は2020年1月1日から営業を開始する。
- ・28日、ヴェイトレンコ国営ナフトガス社執行取締役は、ウクライナが露ガスプロム社からストックホルム国際仲裁裁判所の決定に基づく29億1,800万ドルの補償金を受領した旨言及。
- ・30日、ウクライナ及びロシアは、2020年1月1日以降のロシア産ガスのウクライナ経由の輸送に関し、5年間の契約を締結。10年間の延長が可。最低輸送保証量は、最初の1年間で650億立米、翌年以降は400億立米と定められたが、実際はこれより多くなる見直し。

▼貿易・投資

- ・16日、朝田経団連ウクライナ部会会長及びカチカ経済貿

易農業発展省次官を共同議長とし、第8回日ウクライナ経済合同会議が東京で開かれた。

▼対ウクライナ支援

- ・2日、在ウクライナ米国大使館は、ウクライナの法執行機関改革支援の一環として、ウクライナ国家警察に車両88台を供与したと発表。
- ・3日、EIB はウクライナの農業支援を目的とする4億ユーロの融資に係る新規プロジェクトを開始。
- ・5日、USAID はウクライナの市民社会を支援するための5年間の新規プログラム(1,000万ドル)の開始を発表。
- ・19日、米国下院は、2020年の対ウクライナ支援として、前年実績を230万ドル上回る6億9,800万ドルを拠出する旨承認。
- ・20日、欧州委員会は、ウクライナ東部ドンバス地域の政府管理地域及び被占領地域の双方の住民に対する支援を目的として800万ユーロを拠出すると発表。

▼その他

- ・3日、最高会議は産業用アルコールの生産・販売に係る国家独占を廃止する法案を第2読会で採択。
- ・4日、プライベート銀行は、中国ユニオン・ペイが発行するカードの取り扱いを開始。
- ・19日、同日予定されていたプライベート銀行国有化に係る控訴審理の延期。別途行われている同銀行関連の最高裁審理(スルキス兄弟関連)が2020年1月末まで延期されたことに伴う措置。
- ・19日、最高会議は、国家エネルギー公共料金規制委員会に関する改正法を第2読会で採択。本年6月、憲法裁が同委員会の法的地位を違憲と判断したことへの対応。
- ・19日、最高会議は、琥珀の採掘に係る規制を緩和する法案を第2読会で採択。
- ・21日、国家統計局は、11月1日時点の人口を発表。これによると、ウクライナの人口は4,200万人を割り込み、4,194万人(推定値)に減少した。
- ・24日、フォードロフ副首相兼電子化移行相は、国民に電子リテラシーを教えるための教育ハブを2020年にも開設する計画に言及。

3. 防衛

▼NATOサイバー演習“Cyber Coalition 2019”

- ・2日から6日にかけて、エストニアのタリンで実施されたNATOサイバー演習“Cyber Coalition 2019”が実施され、NATO加盟国中27カ国と、NATOパートナー国から日本、ウクライナを含む8カ国が参加。演習規模は約1,000人で、サイバー攻撃を想定したシナリオで演習を実施。

▼ホームチャーク参謀総長が上級大将に昇任

- ・6日、ウクライナ軍の創設28周年を祝う「ウクライナ軍の日」に、ウクライナ軍参謀総長ホームチャーク中将が上級大将に昇任。

▼米国による2020年のウクライナ軍支援は3億ドル規模

・20日、米国で2020会計年度の国防権限法が大統領により署名され、同法が成立。約7,380億ドルの国防予算の内、ウクライナ軍支援は3億ドル規模。

▼米国製対戦車ミサイル「ジャベリン」の第2期供給に契約

・27日、ペトレンコ国防次官は米国の対外有償軍事援助(FMS)の枠組みで対戦車ミサイル「ジャベリン」の第2期供給契約に署名したことを公表。これに先立ち、米国は2019年10月にジャベリンのミサイル150発、ランチャー10台(総額3,920万ドル相当)をウクライナに売却する旨報道。

(了)